

帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務仕様書

1 業務名称

帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和2年2月28日（金）まで

3 業務目的

南海トラフ巨大地震の発生による被害想定では、大阪府域内に約146万人（上町断層帯地震では約142万人）の帰宅困難者が発生すると想定されており、帰宅困難者対策については、従業員の安全確保や発災直後の救命・救急活動など応急活動を円滑に行うため、企業等において、従業員を「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の徹底が不可欠である。

そのため、一斉帰宅抑制の重要性と併せて、従業員の安否確認方法や従業員が社内に留まるために必要な備蓄の方法等をわかりやすく解説する動画を作成し、YouTube等での配信や大阪府が実施する防災講演等及び企業等が実施する防災研修や訓練等で活用することで、府内の企業等（特に中小企業の防災担当者及び従業員等）の帰宅困難者対策の推進を図る。

4 ターゲット

大阪府内の企業等（特に中小企業の防災担当者及び従業員等）

5 動画の用途

- (1) YouTube等による配信
- (2) 大阪府が実施する防災講演等での活用
- (3) 企業等が実施する防災研修や訓練等での活用

6 委託業務内容

業務目的に沿った動画の企画提案及び動画の制作に必要なすべての業務。

なお、作成する動画は本編（10分程度）とダイジェスト版（1～2分程度）の2種類とする。

(1) 動画の企画・作成

- ・企画提案内容を基に、大阪府と打ち合わせを行い、企業に一斉帰宅の抑制の取組に関心をもっていただける動画の構成及びシナリオを作成する。
- ・演者を起用する場合は、演者の選定、出演に関する手続き、演出等を行う。
- ・過去の地震等災害の動画や写真等（帰宅困難者関連の映像を含む）を使用する場合は、動画や写真等の収集及び使用交渉を行う。
- ・企業等の取組事例を盛り込む場合は、取組事例の収集及び出演交渉を行う。

(2) 映像撮影

- ・演者による出演シーン（演者を起用する場合）や企業のインタビュー等の撮影や音声の作成を行う。

- ・撮影に必要な機材（カメラ、マイク、照明等）は受託者が用意すること。
- ・撮影については、受託者において、撮影場所・時間等の調整を行うこと。
- ・画角は16：9、画質のクオリティはフルHDとする。
※YouTube等の動画配信サイトに掲載可能なものとする。

（3）編集

- ・（1）（2）で作成・収集した映像や音声等にナレーション、字幕、BGMの挿入等の編集を行い、その他動画制作に必要な作業の一切を行う。
- ・障がいのある人への配慮として、字幕を付与する。
※本編とダイジェスト版ともに、字幕の有版と無版を作成する。

（4）その他

- ・契約締結後、大阪府と綿密に打合わせを行い、業務計画書を作成し提出すること。
また、映像の制作段階で随時、制作中の試写を行い大阪府の確認を得ること。
- ・本業務に関する打合わせや取材等の経費及びその他本業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とする。

【提案にあたっての留意点】

- ①作成する動画は、演者を使って演じるもの、アニメーション、漫画等、形式は問わない。
- ②『事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン』等（下記参考資料）を参考にし、一斉帰宅抑制の必要性を盛り込むこと。
- ③下記の【動画の主要項目】を盛り込んだ構成とすること（順不同）
- ④地震災害の恐ろしさで一斉帰宅抑制の重要性が企業等によく伝わり、「一斉帰宅抑制に取り組まなければならない！」と意識を変えていただけるようなインパクトのある内容であること。（特に中小企業が取り組みやすくなるような視点を盛り込むこと。）
- ⑤YouTubeで動画配信するにあたり、サムネイルは動画の顔となる部分であり、動画を見てもらうきっかけになるので、目を引く工夫をすること。
- ⑥作成した動画を効果的に企業等に周知するための具体的な方法を提案すること。

（参考資料）

- ・『事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン』（平成30年9月）
- ・「STOP！一斉帰宅抑制」チラシ

（大阪府HP「帰宅困難者対策」のアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/kitakukonnan3/index.html>）

【動画の主要項目】

- ①帰宅困難者対策の必要性（一斉帰宅抑制の重要性を伝える）

（例）ア 過去の大規模災害時の映像

- ・事業所内の被害状況（書棚やコピー機等が転倒・移動する様子等）
- ・事業所外の被害状況（駅周辺や沿道の混乱の状況等）

イ 帰宅困難者対策についての説明（一斉帰宅抑制の重要性）

ウ 企業等の取組事例紹介

（実際に帰宅困難者対策を実施している企業等の紹介動画）

等

②平常時の取組み及び災害時の行動について

- ・ 発災時間帯別行動パターンの策定、従業員やその家族の安否確認方法等
- ・ 従業員が事業所内に留まるための備蓄品、滞在スペースの確保
- ・ 外部の帰宅困難者を受け入れるための備蓄品、滞在スペースの確保
- ・ 地域の防災活動（防災訓練等）への積極的な参加

③その他の項目例

- ・ 大阪府の帰宅困難者対策のホームページの紹介動画 等

7 業務実施体制等

管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

8 委託費の上限

委託費の総額は3,721,000円（消費税及び地方消費税を含む額）を上限とする。

9 成果品等

(1) 提出物

① 動画配信用のデータ

形式：WMV（DVDに格納して10枚納品、パッケージ不要）

※別形式での提出を求める場合もある。（汎用性の高い形式である場合は、受託者はこれに応じるものとする。）

※一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの再生可能な形式とすること。

② 業務完了報告書（打合せ記録簿含む）

③ その他監督職員が指定するもの

(2) 納入期限

令和2年2月14日（金）

(3) 業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 納入場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府庁新別館北館3階
大阪府危機管理室防災企画課

10 著作権

(1) 制作業務に係る全ての成果品の著作権法第21条から28条までに規定する権利は、大阪府に帰属する。

(2) 受託者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。

(3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら大阪府の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

1 1 その他

- (1) 受託者は、常に大阪府と綿密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。また、大阪府は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- (2) 業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は大阪府と協議するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、大阪府と受託者が協議のうえ、決定する。